

2026 年 10 月 2 日

お客さま 各位

九州労働金庫

令和 8 年台風第 18 号に伴う災害により被災されたお客さまへのお知らせ

このたびの「令和 8 年台風第 18 号に伴う災害」により被害を受けられました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

被災された方々への当金庫の対応につきまして、次のとおりご案内させていただきます。

記

1. 預金等にかかる対応について

- 預金通帳・証書・届出印を紛失された場合は、ご本人さまであることを確認させていただいた上でお支払いいたします。
- マイプランカードを紛失された場合のローンの支払い（当座貸越枠内）は、払戻請求書にお届出印（紛失された場合は拇印）を押印いただき、お支払いいたします。
- 今回の被災の影響により、キャッシュカード等の再発行が必要な場合は、再発行手数料はいただきません。
- 今回の被災の影響により、支払期日が経過した手形の対応につきましては、窓口にてご相談をお受けいたします。
- 汚れた紙幣はお引換えいたします。

2. 融資等にかかる対応について

- 今回、不測の被害を受けられた勤労者の方々へ、災害復旧資金の融資を取り扱っております。
- 今回の被災の影響により、現在お借入いただいている住宅ローン等のご返済が困難となったお客さまは、窓口へご相談ください。

※ その他のお取引またはご不明な点につきましても、ご遠慮なく窓口へご相談ください。

以上

つながる あした、ひろがる みらい

九州ろうきんは、労働金庫法に基づき設立された勤労者のための福祉金融機関です。